

質問回答 令和4年度特定廃棄物等調査及び検討業務

NO.	質問	回答
1	<p>①入札説明書5ページ目の7競争参加資格の確認等(3)提出期限及び提出場所等 エ提出部数の※書きにおいて「※提案書等については、正2部のみ会社名及び担当者名を記入し、副13部については、提案者が特定できないよう、提案者の社名、住所、電話番号等を塗りつぶす等の措置を講ずること。」とあるが、提案者の社名、住所、電話番号等の等は何を含むのか。技術担当者名、生年月日は残してよいか。</p>	<p>本件については担当技術者名、生年月日は塗りつぶしは不要です。</p>
2	<p>②現場説明書1ページ目の2適用単価・積算基準において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務の諸経費は、「設計業務等標準積算基準書（令和3年度版）-第1章土木設計業務等積算基準」により計上している。とあるが、電子成果品作成費は、基準書において（1）概略設計、予備設計又は詳細設計（2）その他の設計業務と2つの積算方法があるが、どちらで計上しているのか。 また、特定廃棄物調査の本工事内訳書において、一般管理費等が計上されているが、「第1章土木設計業務等積算基準」には該当しない。同基準書の第1章調査、計画標準歩掛の諸経費により計上してよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他設計業務を計上しています。 ・一般管理費等は直接業務費の15%としています。
3	<p>③業務費算定にあたり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定廃棄物調査に係る外業人件費は代価表で計上されているが、とりまとめ等内業に係る直接人件費は別途計上されるのか。 ・2号代価表、4号代価表（表面線量率測定、表面汚染密度測定）は200測点当たりとなっているが、実際には200点をまとめて測定することはないと考えられる。特に、バックグラウンド調査では1回11箇所と示されており、200点当たりの単価では実施困難である。別途人件費が計上されるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本体業務直接人件費に含みます。 ・令和3年度（3月）除染特別地域における除染等工事暫定積算基準によります。
4	<p>④特記仕様書第2章5条において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分ごとの集計に必要な仕分けが各時点（搬入、保管、搬出）で不十分な場合、アロケによる推計としてよいか ・区分毎の集計が指す拠点区域外とは、先行除染区域と考えてよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貴見のとおりです。 ・仕様書のとおりです。詳細の場所等については本業務受注後に調査職員と別途打合せにてご確認下さい。
5	<p>⑤金抜き設計書 代価表28号、29号、30号の高速料金について。</p> <p>どのような交通手段で、どこからどこまでを想定し、計上しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金抜き設計書（1号内訳書）に記載のとおりです。
6	<p>⑥金抜き設計書 代価表32号、33号、35号、36号の交通費について。</p> <p>どのような交通手段で、どこからどこまでを想定し、計上しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県福島市から北海道室蘭市までの最も経済的な方法となります。